

星薬科大学学術情報リポジトリ運用指針

平成 26 年 9 月 24 日

図書委員会制定

(目的)

第 1 条 星薬科大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された学術研究成果(以下「成果物」という。)を収集し、星薬科大学学術情報リポジトリ：Stella（以下「リポジトリ」という。）に電子的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・公開することにより、本学の学術研究の進展に資するとともに、社会との連携に寄与する。

(登録できる成果物)

第 2 条 登録の対象となる成果物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的価値を有するものであり、次に掲げる区分に該当するものであること
 - ① 本学における教育・研究又は社会連携事業の成果物
 - ② 本学が学位を授与した学位論文
 - ③ その他図書館長が適当と認めたもの
- (2) 登録できる者が作成に関与した成果物であること
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること
- (4) ネットワークを通じて配信できること
- (5) 公開にあたって、法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上問題が生じないものであること

(登録できる者)

第 3 条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある役員及び教職員
- (2) 本学大学院研究科に在籍し、又は在籍したことのある大学院生及び研究生
- (3) その他図書館長が特に認めた者

(登録手続)

第 4 条 リポジトリに成果物を登録することを希望する者は、図書館長の承認を受けるものとし、その手続きについては別に定める。

- 2 承認を受けた登録者は、自ら成果物を登録するものとする。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、第 3 条に定める者の成果物について、作成者（著作権が第三者に譲渡されている場合は当該著作権者を含む）の了解を得られた場合は、図書館は作成者に代わって当該成果物を登録することができるものとする。

(登録された成果物の利用)

第 5 条 図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録された成果物を利用する。

- (1) 成果物を複製し、リポジトリを構成するサーバ等に格納すること
 - (2) ネットワークを通じて前号の成果物を不特定多数に無償で公開すること
 - (3) 利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行うこと
- 2 図書館は、リポジトリに登録された成果物の利用については、以下のことを遵守す

る。

(1) 前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

(2) ネットワークを通じて成果物を利用する者に対し、著作権を遵守するよう周知する。

(成果物の著作権と利用許諾)

第6条 成果物の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は図書館に第5条に掲げた利用を無償で許諾する。

2 成果物の著作権が登録者を含めて複数の者に帰属している場合は、登録者は図書館に対し第5条に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。

3 成果物の著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は図書館に対して第5条に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合はこれを要しない。

(著作権の帰属)

第7条 成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(成果物の削除)

第8条 図書館長は、リポジトリに登録された成果物が次のいずれかに該当する場合、登録された成果物の一部又は全部を削除することができる。

(1) 登録者若しくは著作権者から理由を付して削除の申し出があった場合

(2) 他者に帰属する著作権、所有権等の侵害、又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合

(3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合

2 図書館長は、前項第2号又は第3号により成果物を削除した場合は、当該成果物の作成者に削除した旨とその理由を通知するものとする。

(免責事項)

第9条 リポジトリに登録された成果物で係争が生じた場合、登録者及び著作権者が誠実に解決するものとする。

(管理運用)

第10条 リポジトリの管理及び運用は、図書館において行うものとする。

(改廃)

第11条 この運用指針の改廃は図書委員会の議を経て行うものとする。

(その他)

第12条 本運用指針に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

附則 この指針は、平成26年9月24日から施行する。